（二十三）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）
（二十四）	（略）	（略）
（二十五）	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　四塩化炭素 二　一・二―ジクロロエタン 三　前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ19―９等の血液中の腫瘍（しゅよう）マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査を除く。）又は腎機能検査
（二十六）・（二十七）	（略）	
（二十八）	（略）	一　（略） 二　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ19―９等の血液中の腫瘍（しゅよう）マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
（二十九）	（略）	（略）
（三十）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）
（三十一）	（略）	（略）
（三十二）	（略）	一　（略） 二　神経学的検査 三　（略）

（二十五）	（略）	一　作業条件の調査 二　（略）
（二十六）	（新設）	（略）
（二十七）・（二十八）		（略）
（二十九）		（略）
（三十）		（略）
（三十一）		（略）
（三十二）		（略）
（三十三）		（略）

（二十三）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）
（二十四）	（略）	（略）
（二十五）	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　四塩化炭素 二　一・二―ジクロロエタン 三　前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ19―９等の血液中の腫瘍（しゅよう）マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査を除く。）又は腎機能検査
（二十六）・（二十七）	（略）	
（二十八）	（略）	一　（略） 二　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ19―９等の血液中の腫瘍（しゅよう）マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
（二十九）	（略）	（略）
（三十）	（略）	一　作業条件の調査 二　（略）
（三十一）	（略）	（略）
（三十二）	（略）	一　（略） 二　神経医学的検査 三　（略）
（三十三）	（略）	（略）